

## 樹木剪定等業務委託標準仕様書

### 1. 目的

本市の公園、緑地、緑道、街路樹等の管理業務は現在、年間を通じ計画出来る範囲について年間管理方式による業務を行っております。しかしながら、近年、樹木の生長による巨大化に伴い緊急的な業務が多数発生しております。

このことから、本仕様書では、緊急的に発生した以下の項目について、安心して安全な樹木管理を行う為の業務を行うことを目的とする。

- 1) 道路上における信号機、各種標識、誘導標、照明灯等、交通安全上支障となる樹木や視界が妨げられている樹木
- 2) 交通事故の当て逃げや、腐朽菌による枯損木や倒木等恐れのある危険な樹木
- 3) 近隣住宅地等に及ぼす日照、防犯、枝葉の競合等障害のある樹木
- 4) 施設を利用する上で障害のある樹木
- 5) 強風(台風は除く)時における損傷枝や倒木等恐れのある危険な樹木
- 6) その他緊急剪定等を要す樹木

### 2. 実施場所

市内全域とし、地形は平地を標準とする。又、立地条件、作業状況の悪い場合とは、法面地(崖地)や交通量が非常に多く作業の中断を余儀なくされる等における箇所とする。

### 3. 適用範囲

- 1) この仕様書は、習志野市が発注する樹木剪定等委託作業に適用する。
- 2) この仕様書に定めのない事項については、「千葉県土木工事標準仕様書」の定めた仕様に基づき履行する。
- 3) 本仕様書と特記仕様書の定めが異なる場合は、特記仕様書の定める仕様に基づき履行する。

#### 4. 実施方法

樹木の剪定、間引き伐採等について、市からの要請に基づき、随時対応できるものとする。委託業務においては、市と協議し策定した作業計画に基づき、市が目的とする業務を完遂させること。

##### 4. 1 高木剪定に関する事項

- 1) 剪定は、樹形の骨格作りを目的として行なう基本剪定とし、主に人工樹形の切詰め剪定にて各樹種の特性に依じた最も適正な樹形に整える。
- 2) 剪定する樹木は監督員の承認を得てから実施するものとし、また、監督員より別に樹木剪定の指示があったときは、ただちに作業を行なう。
- 3) 主として剪定すべき枝
  - ① 枯 枝
  - ② 成長の止まった弱小の枝（弱小枝）
  - ③ 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）
  - ④ 通風・採光・架線・人車の通行・隣接家屋への接触及び越境等障害となる枝（障害枝）
  - ⑤ 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）
  - ⑥ 樹冠、樹形、成育上不必要な枝（冗枝・ヤゴ・胴ブキ・徒長枝・カラミ枝・フトコロ枝・立枝等）
- 4) 剪定の方法
  - ① 一般事項
    - ・ 樹木の剪定は特に抑制・障害管理を目的とし、切詰め剪定にて人工樹形仕立てとする。
    - ・ 下枝の枯死を防ぐため原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。
    - ・ 太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう切断予定箇所の数 10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切返しを行ない切除する。又、太枝の切断面には腐朽菌侵入防止の為、所定の薬剤にて防腐処理する。

② 切詰剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上で剪定する。この場合定芽は、その方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、ヤナギなどは内芽）とする。

③ 切返し剪定

樹冠外にとびだした枝の切り落とし及び樹勢を回復させるため樹冠を小さくする場合などに行ない、剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取る。

骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生している場所を見つけ、その部分から先端の太枝を切取る。

④ 枝抜き剪定

混みすぎた部分の中すかしのため、及び樹冠の形姿構成上不必要な枝（冗枝）等をその枝の付け根より切取る。

⑤ 人工樹形の仕立て方

習志野市街路樹維持管理標準仕様書を参考とする。

4. 2 支柱直し

1) 控木取替え

① 在来の控木及び添え木の取外しは樹木を損傷しないよう注意し、根元より完全に引抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様とする。

② 控木の再取り付けについては、監督員と協議すること。

4. 3 結束直し

在来の杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないようていねいに取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮を巻き、しゅろ縄で結束する。

4. 4 枯損木撤去・間引き等の処理

- 1) 枯損木等の伐採にあたっては、周辺樹木、施設物等に損傷しないように注意深く行なう。また、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護措置をとる。
- 2) 切株は出来るだけ地際より処置する。危険な場合は手直しをお願いする場合がある。
- 3) 伐採した樹木は「習志野市街路樹維持管理標準仕様書第1章第3節1.3.5発生材の処理」によるものとする。

4. 5 現地調査に関する

- 1) 受注者は、市より剪定等の業務の依頼を受けた際には樹木や作業現場の状況等について、現地を調査し作業計画を立案すること。その際、剪定や伐採等作業内容に応じた明示を行い、依頼内容と齟齬がないよう確認すること。
- 2) 現地調査の際は樹木を揺らす等、樹勢の確認を行い倒木の危険性がないか確認すること。
- 3) 枯損等により倒木の恐れがあるため伐採をする樹木については、現地調査時から注視し、早期に作業が実施できるよう計画すること。

5. 安全対策

本作業実施中は、事故防止に万全を期して安全管理を図り、円滑に業務を遂行すること。

6. 剪定枝等の発生材の運搬について

受注者は迅速かつ安全に発生材の運搬をしなければならない。

7. 業務の内容及び支払方法

- 1) 市の指定する搬入先までの運搬
- 2) 作業方法については、別紙の『習志野市公園・緑地・緑道等維持管理標準仕様書及び習志野市街路樹及び樹木剪定等維持管理標準仕様書』に基づき

行うこととする。

3) 支払いは、別紙のとおり単価契約とする。

#### 8. 提出書類

- 1) 作業完了届
- 2) 請求書
- 3) 発生材報告書(第6号様式)
- 4) 計量表の写し
- 5) 図面により剪定箇所わかるもの
- 6) 樹木剪定等委託作業内訳(第7号様式)
- 7) 写真(前・中・後を撮影し、提出する)

#### 9. 疑義

本仕様書に規定されていない事項で疑義が生じた時は委託者、受注者協議のうえ決定するものとする。